

契約更新に伴う法定説明および契約書面交付未実施に関するお詫び  
と電気供給約款改定に関するお知らせ

2025年12月

大和ガス株式会社

平素は、当社の電気をご利用いただきありがとうございます。

このたび、一部のお客さまにおいて、契約期間更新に伴う「新たな契約期間」のご説明および「契約締結前後書面」の交付ができていなかつたことが判明いたしましたのでお知らせするとともにお詫び申し上げます。

今後はこのようなことが起きないよう、電気供給約款を改定し、再発防止に取り組んでまいります。

### 1. 不備の内容について

電気事業法<sup>\*1</sup>にて定められている契約更新時<sup>\*2</sup>の供給条件説明および書面交付ができませんでした。

※1：電気事業法第2条の13第1項、同条第2項、第2条の14第1項に契約更新前の説明および更新前後の書面交付が必要である旨が定められています。

※2：電気供給約款第7条において、「契約期間は需給契約が成立した日から1年目の日までとし、契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更が無い場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるもの」と定めております。

<対象となるお客さまについて>

契約更新時の供給条件説明および書面交付に不備があったのは、下記料金をご契約のお客さまです。

ベースプランA	ベースプランA - G
家庭用ガス発電プラン	ベースプランB*
ベースプランB - G*	動力用プラン

※長期2年割引および動力セット割引をご契約のお客さまは除く

### 2. 電気供給約款の改定について

本事象を受けて2026年1月1日付で電気供給約款を改定し、契約期間および自動更新に関する条項を削除することで契約期間の定めのない契約といたします。これに伴い、その他所要の改定も行っておりますので、供給約款の変更内容につきましては別紙をご参照ください。

※スタイルプランPやベースプランB（長期2年割引および動力セット割引）など解約金の定めのある料金をご利用いただく場合は、引き続き契約期間の定めが残りますので、契約期間更新前に書面交付を行います。

<本件に関するお問い合わせ先>

大和ガス株式会社 総合企画部 0745-22-6220 <受付時間>平日 9:00~17:00

<小売電気事業者>大阪ガス株式会社 (A0048) 〒541-0046 大阪市中央区平野町四丁目1番2号

<取次事業者> 大和ガス株式会社 〒635-0035 大和高田市旭南町8番36号